

令和5年4月10日

保護者の皆様へ

新宮市立王子ヶ浜小学校

気象警報時における児童に対する措置のお知らせ

☆新宮市に「暴風警報」「大雨警報」の

どちらかが発表された時

◎児童の登校前に発表された時

- ①午前7時の時点で発令中の時は、午前中登校させない。
- ②午前11時の時点でなお発令中の時は、午後も登校させない。
- ③午前11時の時点で解除されていたら、午後は登校させる。
(その時の状況により、適切に対応する。)

◎児童の登校後に発表された時

- ①教育委員会から学校長あての措置連絡にしたがって対応する。
 - ②児童を帰宅させた場合は、その後警報が解除されても登校させない。
- ◎その他、学校長の判断によって対応し、教育委員会に報告する。